

第4章 計画の推進

安全・安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者、北海道警察等の関係機関と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、環境やプライバシーなどの他の分野に与える影響などに十分配慮し、次のとおり第3次計画の推進を図っていきます。

1 計画の進捗管理

(1) 成果指標

第2次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

(成果指標1) 刑法犯認知件数	
基準値	目標
11,718件 (平成30年(2018年)※)	9,000件未満 (令和6年(2024年)※)

※ 刑法犯認知件数については、北海道警察による暦年の統計

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	
基準値	目標
89% (令和元年度(2019年度))	95% (令和6年度(2024年度))

(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合	
基準値	目標
7.5% (令和元年度(2019年度))	25% (令和6年度(2024年度))

《成果指標の設定理由》

最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる状態だといえます。この実現に向けた必要な指標として設定しています。

(2) 重点取組・達成目標

重点テーマとして設定する「子どもの安全」の進捗状況を適切に把握するため、基本方針の中にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定します。

なお、安全で安心なまちづくりの中でも、市民が主体となって行う取組には犯罪の未然防止だけでなく、個人の防犯意識の向上と防犯活動の活性化という効果も併せ持っています。

こうしたことから、下記の三つの取組を重点的に推進することは、刑法犯認知件数を減少させ、自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らす市民、地域で防犯活動を行う市民を増やすことにつながることとなります。

(基本方針1の重点取組)「子ども110番の家」関連講座の開催

【達成目標】防犯関連講座の実施回数 合計10回

(令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで)

(基本方針2の重点取組)ながら防犯の推進

【達成目標】ながら防犯活動の登録人数 合計10,000人

(令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで)

(基本方針3の重点取組)町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付事業

【達成目標】町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数 500台

(令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで)

(3) 検証・評価等

計画期間中においては、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」を定期的を開催し、計画に基づく施策の実施状況や犯罪情勢、市民アンケートなどの情報をもとに検証・評価を行います。

急激な社会情勢の変化や札幌市の施策の変更などに伴い、計画見直しの必要が生じた場合には、「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の意見を聞きながら必要に応じて見直しを行います。

2 推進体制

- (1) 地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」において、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組に関する報告や意見交換などを毎年度行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。
- (2) 安全で安心なまちづくりの取組に関係する部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。